

住民票の写し等に関する郵送による請求の方法について

(本人等請求用)

下記の①～⑤を同封の上、お送りください。

①住民票の写し等に関する請求書（郵送用・本人等請求用）

記入漏れのないようご確認ください。（特に昼間の連絡先・電話番号を必ずご記入ください。）

②本人確認書類の写し

※確認書類の種類によって１点確認と２点確認があります。

１点確認書類	２点確認書類（２種類必要）
運転免許証、戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、個人番号カード、住民基本台帳カード（写真付き）など	（イ）健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、年金証書、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（写真なし）など
	（ロ）学生証、社員証、会員証、預金通帳など
※ ２点確認書類の場合は、（イ）の書類１点と（ロ）の書類１点、もしくは（イ）の書類２点	

※保険証等の写しを送付する際は、被保険者記号・番号等が復元できないよう油性マーカーなどで黒く塗りつぶしてからご郵送ください。

③返信用封筒

- ・表に請求者（あなた）の住所、氏名を書いて郵便切手を貼ってください。
- ・返送先は、原則として請求者の住民登録地です。
- ・通数の多いときは、切手を多めに貼っていただくか、同封してください。
※速達の場合は、別途速達料分の切手が必要になります。
- ・個人番号（マイナンバー）記載のものの場合は、『簡易書留・転送不要』で送付するため、別途簡易書留分の切手が必要になります。

④定額小為替又は普通為替

- ・手数料に相当する額のをゆうちょ銀行または郵便局でご購入ください。
（熊谷市の場合は、１通２００円です。残額は定額小為替にて返金いたします。）
- ・為替には何も記入しないでください。

⑤その他

- ・本人又は本人と同一世帯に属する方が請求する場合は、代理人選任届は不要です。
- ・代理人が住民票の写しを請求する場合は、代理人選任届が必要になります。その場合には、代理人が請求者になります。代理人の本人確認書類の写しをお送りください。
- ・「請求書の記入漏れ」や「使用目的が相当と認められない場合」は交付できません。
- ・偽り、その他不正な手段により交付を受けた時は、３０万円以下の罰金に処せられます。（住基法４７条）個人番号記載の住民票の交付を受けたときは、３年以下の懲役若しくは１５０万円以下の罰金又はこれらの併科に処せられます。

◆ご不明な点は下記へご連絡ください。

〒３６０－８６０１ 埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１

熊谷市役所 市民課 管理係

電話０４８－５２４－１１１１ 内線２６７